

「株式ミニ投資約款」(モデル)

(約款の趣旨)

- 第 1 条** この約款は、当社とお客様(以下「申込者」といいます。)との間で行う金融商品取引所の定める 1 売買単位に満たない株式の株式等振替制度を利用する定型的な方法による売買取引(以下「株式ミニ投資」といいます。)について、売買の方法、受渡決済、その他の処理に係る権利義務関係を明確にするための取り決めです。
- 2 当社が管理している申込者の株式ミニ投資に係る株式の管理に関する権利義務関係は、この約款に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している株式等振替決済口座管理約款の定めるところによります。
- 3 申込者は、この約款の内容を十分に把握し、自らの判断と責任において株式ミニ投資に係る取引を行うものとします。

(取引の申込)

- 第 2 条** 申込者は、この約款を承認し、当社との間に取引に関する契約(以下「この契約」といいます。)を締結します。なお、申込者は、当社との間に株式等振替決済口座管理約款に基づく株式の管理に関する契約をあらかじめ締結している必要があります。

(振替決済口座による処理)

- 第 3 条** 申込者が当社との間で行う取引については、株式の管理その他取引に関する金銭の授受等そのすべてを、原則として、当社に開設された株式等振替決済口座管理約款に基づく申込者の振替決済口座により処理するものとします。

(売買の方法)

- 第 4 条** 申込者が当社との間で行う株式ミニ投資に係る取引については、次の各号に定めるところにより行うものとします。
- (1) 申込者がこの契約に基づいて売買注文を行うことができる株式は、単元株制度採用銘柄(株式等振替制度同意会社に限る。)の中から当社が選定する銘柄(以下「選定銘柄」といいます。)とします。
- (2) 当社と申込者との間の株式ミニ投資に係る取引は、第 5 号に定める場合のほか当社を申込者の相手方とする売買とします。
- (3) 当社と申込者との間の株式ミニ投資は、申込者が選定銘柄の中から指定した銘柄について、金融商品取引所が定める 1 売買単位の 10 分の 1 単位の株式の持分(以下「取引単位」といいます。)又はその整数倍の株数を、当社との間で売買するものとします。ただし、同一営業日において、同一銘柄につき、1 取引単位の 9 倍を超える買付け又は売付けを行うことはできません。
- なお、第 8 条第 1 号に基づく権利処理により生じる取引単位に満たない株数の売付けについては、その株数をもって行うことができます。
- (4) 申込者は、この契約に基づき売買注文を行うに際し、その都度、次に掲げる事項を当社に明示するものとします。
- 1 銘柄
 - 2 買付け又は売付けの区別
 - 3 数量
- (5) 当社は、申込者からの売買注文に係る株式が当社株式であるときは、代理又は当該売買注文を当社が指定した金融商品取引業者(以下「指定金融商品取引業者」といいます。)との間における媒介取引により執行するものとします。
- 2 次の各号に掲げる場合には、当社は、各号に定めるところに従い、所定の期間、申込者からの注文の受付けを停止いたします。
- (1) 売買規制等により、当社又は指定金融商品取引業者が金融商品市場において当該選定銘柄の売付注文又は買付注文の執行ができない場合は、注文の受付けは行わないものとします。
- (2) 当該選定銘柄の発行会社が定款に定める単元株式数の変更を行う場合等は、当社は一定の

期間、売付注文又は買付注文の受付けは行わないものとします。

- (3) 当該選定銘柄の発行会社の事業年度の末日が接近した場合は、事業年度の末日前の当社があらかじめお知らせする期間は、原則として、売付注文又は買付注文の受付けは行わないものとします。
- (4) 前各号の場合のほか、やむを得ない事由が生じた場合は、当該事由が解消するまでの間、売付注文又は買付注文の受付けは行わないものとします。

(売買の執行時期及び価格)

第 5 条 申込者が当社との間で行う取引の売買注文の執行については、次の各号に定めるところにより行うものとします。

- (1) この契約に基づく申込者と当社との間の売買は、売買注文の日の翌取引日に成立するものとし、売買価格は当社が定める金融商品取引所（以下「指定金融商品取引所」といいます。）の売買注文の日の翌取引日における始値若しくは売買注文の日の翌取引日における売買高加重平均価格を売買の価格とします。
- (2) この契約において「取引日」とは、指定金融商品取引所において売買立会いが行われる日をいいます。
- (3) この契約において「営業日」とは、当社の営業日をいいます。
- (4) 第 1 号の定めるところにかかわらず、売買注文の日の翌取引日に、指定金融商品取引所において当該選定銘柄の取引が成立しなかった場合には、選定銘柄に係る売買注文は自動的にその効力を失い、この契約に基づく申込者と当社との間の売買は成立しなかったものとします。
- (5) 株式ミニ投資に係る取引については、前号の場合を除き、売買注文の日の翌取引日を約定日とします。

(受渡しその他の決済方法)

第 6 条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) この契約に基づき、選定銘柄の買付注文を行った申込者は、約定日から起算して 4 営業日目の日の午前 9 時まで、買付株式の代金及び第 9 条第 1 号に規定する取扱料等を当社に交付するものとします。
- (2) この契約に基づき、選定銘柄の売付注文を行った申込者は、約定日から起算して 4 営業日目の日の午前 9 時まで、当該売付株式に係る株式ミニ投資の残高をあらかじめ有していなければなりません。
- (3) 約定日が当該選定銘柄につき指定金融商品取引所の定める配当落ち又は権利落ちの期日に該当する場合には、前 2 号中「約定日から起算して 4 営業日目の日」とあるのは、「約定日から起算して 5 営業日目の日」と読み替えます。

(管理及び名義)

第 7 条 申込者が株式ミニ投資に係る取引により取得した株式の管理等の取扱いについては、次の各号に定めるところによるものとします。

- (1) この契約によって買付けた株式は、これを他の契約により管理する株式と併せて管理します。
- (2) 当社は、当該株式を株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）で管理いたします。
- (3) この契約に基づく株式の名義は当社株式ミニ投資口とします。
- (4) 当該株式の所有権、その果実に対する請求権その他当該株式に係る権利については、当該株式の受渡日より申込者に帰属するものとします。
- (5) 当社は、申込者の持分が単元株式数に達したときは、当社が定める日に、単元株と単元未満株式とに区分することとし、当該単元株についてはこの契約の適用を受けないものとします。
- (6) 当社はこの約款に基づいて管理している株式については、申込者に返還することはできません。

(配当金・増資・株式分割等権利処理)

第 8 条 申込者の買付けに係る株式の権利処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当社が管理する申込者の株式に係る配当金及び権利交付金等の果実については当社がお客様に代わってこれを受領し、当社からお客様に支払います。また、申込者の買付けに係る株式の株式分割等諸権利で取得する株式は、当社が代わって受領し、当該権利の基準となった日における株式数に応じて比例按分のうえ、申込者の振替決済口座に増加の記載又は記録を行います。
- (2) 前号に基づく按分の結果生ずる 1 株に満たない端数株式は、株式発行の効力発生の日後、適正な価格をもって処分し、申込者の振替決済口座に繰り入れます。
- (3) 当社が管理する申込者の株式に関し、新株予約権（当社が管理する申込者の株式と同一の種類株式を目的とするものに限る。以下同じ。）が付与される場合は、当該権利の基準となる日における申込者の当該選定銘柄の持株数に応じて比例按分したうえ、権利落ちとして指定金融商品取引所が定める期日にすべて当社が買い取るものとし、処分代金を申込者に支払います。ただし、当社は、当該株式が当社株式であるときには、申込者の当該新株予約権の売付けについて、指定金融商品取引業者に取次ぐものとし、この場合、指定金融商品取引業者が当該新株予約権を買い取るものとし、処分代金を申込者に支払います。
- (4) 前号において当社又は指定金融商品取引業者が買取る当該新株予約権の買取価額は、次に掲げる算式により算出された価額とします。

$$\text{旧株式の権利株数} \times \{ \text{権利付売買最終日の旧株式終値} \quad (\text{権利付売買最終日の旧株式終値} + \text{新株式払込額} \times \text{新株式割当率}) \div (1 + \text{新株式割当率}) \}$$

- (5) 第 3 号において、当社又は指定金融商品取引業者が当該新株予約権を買取った場合には、買取価額から諸経費を差し引いた額を当該銘柄の権利付売買最終日における売買取引の決済日の翌営業日に申込者に支払います。
- (6) 当社は、株主優待等の名目で支給される物品、その他（以下「株主優待物等」といいます。）については、申込者に代わって受領のうえ、遅滞なく換金し、これを申込者の当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、申込者に支払います。お預り金は、第 1 号の規定に準じて処理いたします。
- (7) 当社は、当社が管理する申込者の株式について株主有償割当等が行われる場合、申込者からの有償割当に対する申込みに応じないものとし、
- (8) 前各号に規定する諸権利の処理計算に係る明細については、当該処理後遅滞なく申込者に報告書を交付します。ただし、当該諸権利の処理計算を行った後に最初に到来する取引残高報告書交付時に、当該処理計算に係る報告を行うこととさせていただくことがあります。
- (9) 当社は、当社が管理する申込者の株式について共益権として付与される議決権等については、これを行行使しないものとし、かつ、申込者からの指示にも応じないものとし、
- (10) 当社は、株式ミニ投資に係る残高について、申込者による次に掲げる請求には応じられません。

発行会社への单元未満株式買取請求の取次ぎ
他の顧客口座の残高との合算
他の顧客口座への振替指図
他の顧客口座からの当該顧客口座への振替
当社又は他の顧客への質権その他の担保権の設定
他の顧客からの質権その他の担保権の受入れ

- (11) 当社が管理する申込者の株式について、この条に規定のない権利等が付与される場合には、当社が適当と認める方法により処理いたします。

(諸料金等)

第 9 条 取引の執行に関する料金及び支払い期日は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当社は、株式ミニ投資については、当社所定の取扱料その他の賦課金を第 6 条に定める受渡しのときに申し受けます。
- (2) 第 8 条に基づく株式配当及び新株予約権の売却については、前号に準じて取扱うものとします。

(選定銘柄の除外)

第 10 条 選定銘柄が次の各号のいずれかに該当したときは、当社は当該銘柄を当社の選定銘柄から除外することができるものとします。選定銘柄から除外する場合は、当社は、当社の管理する申込者の振替決済口座に当該選定銘柄の記載又は記録がある申込者に、遅滞なく通知するものとします。

- (1) 当該選定銘柄の発行会社が法律の規定による会社の更生、再生若しくは破産をすることとなったとき又は営業活動を停止したとき
 - (2) 当該選定銘柄が上場廃止となったとき
 - (3) 当該選定銘柄の発行会社が単元株制度を廃止したとき
 - (4) 機構が取扱い有価証券としなくなったとき
 - (5) その他当社が必要と認めるとき
- 2 前項の規定により選定銘柄が除外された場合には、原則として、適正な価格をもって処分する又は当社が買い取ることにより、遅滞なく申込者の当該選定銘柄に係る株式を換金のうえ申込者にお支払いいたします。

(申込者の決済不履行の場合の処置)

第 11 条 申込者が第 6 条所定の期限までに買付け代金を交付しない場合には、当社又は指定金融商品取引業者は、任意に売買契約を解除し、又は当該申込者の計算において買付けに係る株式を売却することができます。

- 2 当社又は指定金融商品取引業者が前項により損害を蒙った場合には、当社は当該申込者のために占有する金銭及び有価証券をもってその損害に充当し、なお不足があるときはその不足額の支払いを請求することができます。

(取引通知)

第 12 条 当社は、この約款第 5 条から第 7 条に規定する売買取引の明細について、約定成立後遅滞なく申込者に取引報告書を交付します。

(その他)

第 13 条 当社は、この約款に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

- 2 申込者の株式ミニ投資に係る株式が事業年度の末日等権利確定日において 1 売買単位に達した場合、1 単位の整数倍に係る振替決済口座に記載又は記録された残高については、申込者の申し出の如何にかかわらず、この約款の適用を受けない振替株式として、引き続き管理します。
- 3 申込者は、前項においてこの約款の適用を受けないこととなる振替株式をもって株式ミニ投資に係る売付けに充当することはできません。
- 4 申込者は、株式ミニ投資によらない株式について、この約款に基づき当社で管理し、又は売付けに充当することはできません。
- 5 申込者は、この約款の適用を受けている株式のうち 1 売買単位に満たない株式については、次の請求を行うことはできません。
 - (1) 会社法第 192 条第 1 項に基づき、発行会社に対し単元未満株式の買取請求権を行使すること
 - (2) 株式ミニ投資により取得した 1 売買単位に満たない株式についてこの約款の適用を受けない振替株式とすること
- 6 当社は、次の各項により生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 届出印の押印された所定の受領書と引換えに、この契約に基づく金銭を返還したとき
- (2) 印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく金銭を返還しなかったとき
- (3) 天災地変その他の不可抗力により、この契約に基づく株式の買付け又は金銭の返還が遅延したとき

- 7 当社は、第8条（配当金・増資・株式分割等権利処理）第8号及び第12条（取引通知）の規定に従い、申込者に対し当社よりなされたこの契約に関する諸通知が、転居、不在、その他申込者の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものとして取扱うことができるものとします。
- 8 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは改訂されることがあります。この場合、当社はその変更事項を通知することとし、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、同意いただいたものとして取扱います。